

- 英国では、イスラム金融取引にかかる税制改正がなされ、財政法によりイスラム金融取引が定義された。

税制改正

- 住宅ローンで銀行が住宅を売買する際に発生する印紙土地税 (Stamp Duty Land Tax : 2003年財政法73条)
- ムラーバハの貸借取引をローンとみなし、所得税を非課税とした (Alternative Finance Return:2005年財政法47条)

財政法でのイスラム金融取引の定義 (Alternative finance arrangements)

法律上の定義	イスラム金融定義	財政法
Purchase and resale arrangements	ムラーバハ	Finance Act 2005
Diminishing shared ownership arrangements	ムシャーラカ	Finance Act 2006
Deposit arrangements	ムダーラバ	Finance Act 2005
Profit share agency arrangements	ワカラ	Finance Act 2006
Alternative finance investment bond	スクーク	Finance Act 2007

Islamic Bank of Britainの提供するイスラム銀行サービスと概要

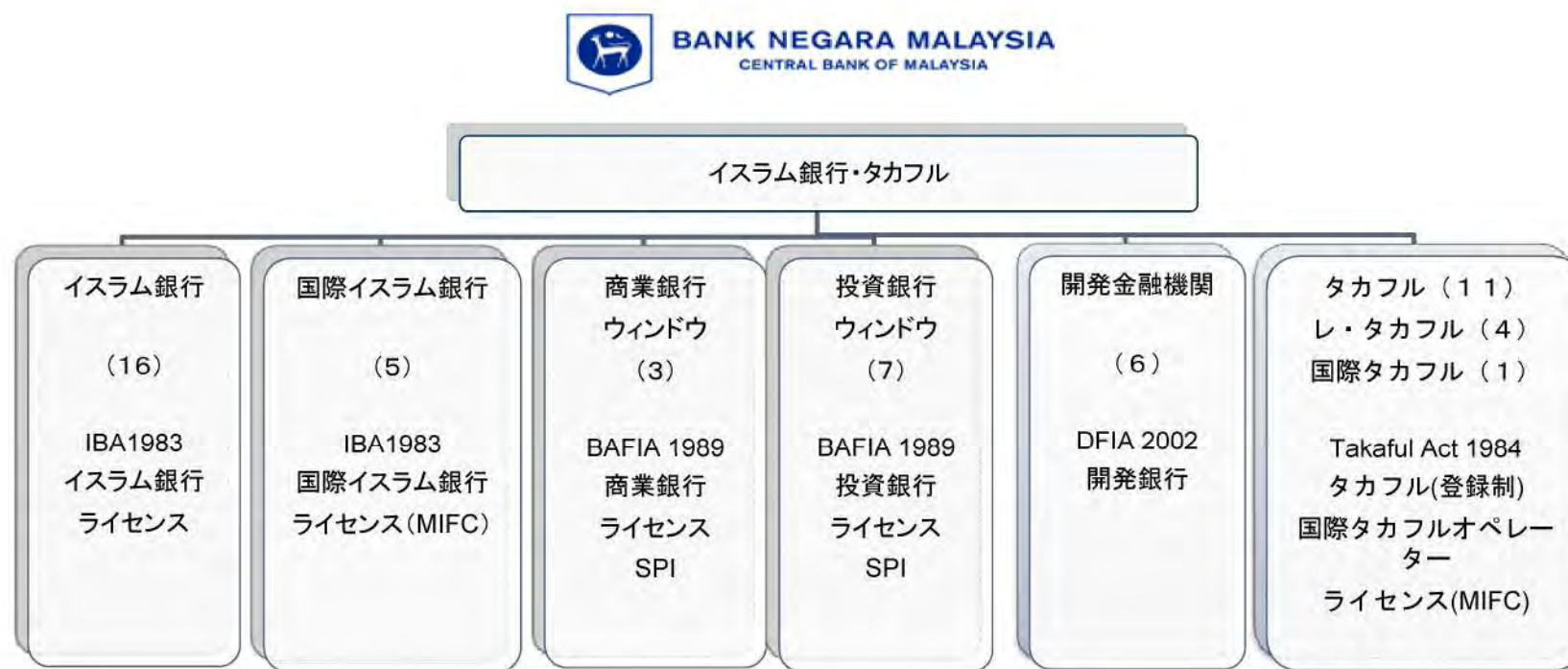
プロダクト名	イスラム金融契約	特徴
Current account	Qard	<ul style="list-style-type: none"> 預金は銀行によりシャリヤ適格な投資先に投資される。 リターンは付かない。 預金者が銀行に貸付を行うかたちで、いつでも引き出すことができる。
Savings accounts	Mudaraba Wakala	<ul style="list-style-type: none"> 預金8.5万ポンドまで預金保険(FSCS)が適応される。 Profit Rateに従ってリターンが預金につく。 ムラーバハについては、Profit Sharing Ratioに基づき、利益が預金者に支払われる。 過去の分配された利益は、Actual Profit Rateとして記載される。 ワカラについては、定期預金でリターンがムダーラバより高い。
Home Purchase Plan (Housing property) Buy To Let Purchase Plan(Business Property)	Diminishing Musharakah Ijarah	<ul style="list-style-type: none"> 銀行が顧客に住宅の持ち分を売却する。 顧客が賃料を支払うに従って顧客の住宅の持ち分が増加していく。 支払が終了した時点で住宅の所有権が顧客に譲渡される。

- イスラム銀行法 (Islamic Banking Act 1983) 第2条のイスラム金融ビジネスの定義
「イスラム銀行ビジネスとは、「ビジネスの目的とそのオペレーションがイスラムの宗教に反しないこと」
- イスラム銀行法第3条(5)(b)
中央銀行が認可した、銀行のオペレーションとビジネスがシャリア適格であることを承認するシャリア・ボードの設置義務
- イスラム銀行法の中に、ムラーバハ、イジャラなどの記載はない。シャリア適格取引はシャリアレゾリューションに記載

その他イスラム銀行許容業務範囲は銀行法ではなくガイドラインに記載

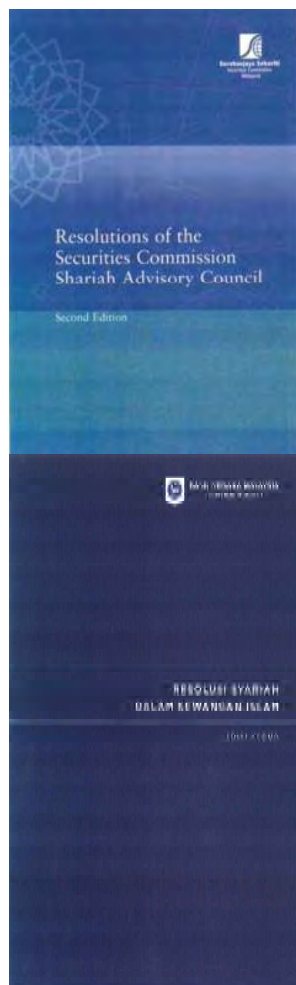
- Guideline on Permitted Capital Market Activities for Islamic Bank
 - Guideline on Investment in Shares, Interest-in-Shares and Collective Investment Schemes for Islamic Banks
 - Guideline on Property Development and Property Investment Activities by Islamic Banks
- コンベンショナルの銀行の規制法であるBAFIA第32条において、ライセンスを得ている銀行は、銀行による証券の保有と売買以外の売買行為(輸出・輸入)を行うことは許されない。しかし、イスラム銀行法には同じ規制はない。→イスラム銀行とコンベンショナルの銀行でイスラム金融業務を行う際には、シャリア不適格な資産の売買等の取引でなければ、商品売買を行うことが可能となる。→ムラーバハ取引が可能。

マレーシアのイスラム銀行のライセンス



(出所) マレーシア中央銀行資料より、野村資本市場研究所作成

マレーシア中央銀行シャリア・アドバイザリー・カウンシルのレゾリューション NOMURA



マレーシア証券委員会シャリア・アドバイザリー・カウンシルのレゾリューション

2nd Edition

- 証券委員会のシャリアアドバイザー
- イスラム資本市場の研究方法論
- 資本市場における教義
- シャリアにおけるイスラム資本市場プロダクト
- 資本市場におけるシャリア上の問題
- シャリア適格上場株式の条件

マレーシア中央銀行シャリア・アドバイザリー・カウンシルのレゾリューション

1st Edition

- Part A:助言
- Part B:シャリア諮問委員会決議
- ムダラバ(売買契約)
- ムシャラクムタナキサ(パートナーシップ契約)
- カルド(慈悲ローン)
- タワツルク(売買契約)
- タウイド
- バイ・イナ(売買契約)
- イブラ(リベート)
- ヒバ(贈与)
- ワード(約束)
- カファラ(代理)
- シャリア不適格機関からの資金の受け取り

(出所):各シャリア・レゾリューションより、野村資本市場研究所作成

本資料は、ご参考のために株式会社野村資本市場研究所が独自に作成したものです。本資料に関する事項について貴社が意思決定を行う場合には、事前に貴社の弁護士、会計士、税理士等にご確認いただきますようお願い申し上げます。本資料は、新聞その他の情報メディアによる報道、民間調査機関等による各種刊行物、インターネットホームページ、有価証券報告書及びプレスリリース等の情報に基づいて作成しておりますが、株式会社野村資本市場研究所はそれらの情報を、独自の検証を行うことなく、そのまま利用しており、その正確性及び完全性に関して責任を負うものではありません。また、本資料のいかなる部分も一切の権利は株式会社野村資本市場研究所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。